

住まいは人権です

私たちは借地人、借家人の権利を守り法律の根拠もなく、不当に借地や借家からの立ち退きを求めてきたり、高額な金銭(更新料・賃料等)を要求してくる地主や家主(ブラック地主・家主)からの被害救済をすすめています。

賃借人の住み続ける権利

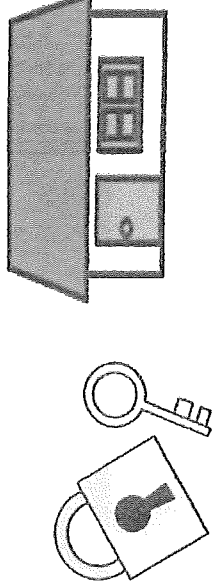
借地借家法では「正当事由のない解約申し入れ」は効力がないうとされ、住み続ける権利は保障されています。

権利侵害にたち向かいます

どんな圧力があっても、権利侵害には一緒に立ち向かいます。土地・建物の問題に精通した専門家があなたのご相談に親身になって応じます。

お気軽にご相談ください。まずは

06-6361-0546 までお電話をください。



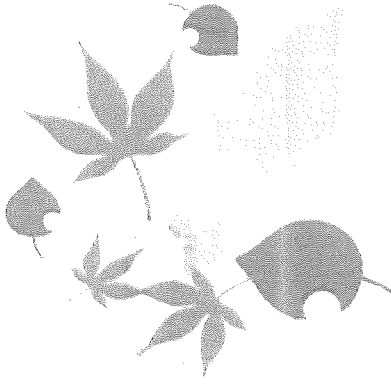
こんな事例が

- 家賃増額請求
- 地代増額請求
- 店舗の立ち退き
- 家賃滞納～取り立て
- 修繕不履行
- 立ち退き料
- 借地の返還
- 借地・底地の不動産業者への売却
- 契約内容の変更
- 家財処分
- 賃貸住宅の現状回復
- 勝手に売却
- 店舗の更新拒絶
- 更新拒絶
- 勝手に鍵交換
- 嫌がらせ
- 建物の老朽化

毎週・水曜日、午後3時から大阪いちよつの会事務所にて土地と建物に関する相談を行っています(要・事前予約)。

私たちは
ひとりではない

困ったときはお気軽に



06-6361-0546 へ

大阪いちよつの会

(大阪クレサラ・貧困被害をなくす会)
〒530-0047 大阪府北区西天満4丁目5-5

マーキス梅田301号
06-6361-0546 FAX06-6361-6339

高齢者の暮らしと法律の問題 困難事例にも対応。

高齢者問題に精通した法律の専門家が、場合によっては福祉の専門家とチームを組むなど、様々な方法で解決の道を探します。

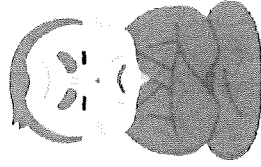
複雑で困難な事情がある方も諦めずには、ご相談ください。

相談無料

ご相談をご希望の方は、お電話にてご予約下さい。

困 本人が支援を拒否する。

! 継続して本人と面談。



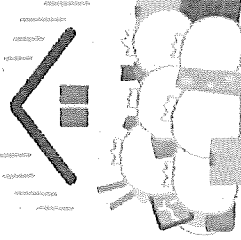
認知症が進み、1人では上手く暮らせなくなっているのに、ご本人には支援の必要性が理解できず、他人の介入を拒絶していた事案では、週に1回、自宅訪問を続けたところ、3か月ほどで本人に話を聞いてもらえるようになりました。その後、成年後見申立を行い、成年後見人に就任、本人のサポートを行ってまいります。

困 っている事情に合わせて解決の方法は、いろいろ

対応事例紹介

困 自宅がゴミ屋敷になっている。

! 後見人に就任、本人と話を。

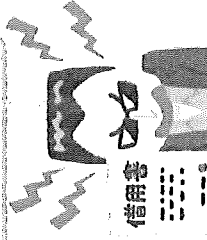


認知症などでご本人がゴミを捨てられなくなっている場合、成年後見人に就任してリサイクル業者と契約し、片づけることが出来ます。

本人がゴミに執着する場合、根気強く本人と話をし、こだわりの原因を探ることで、片づけに繋げる事が出来る場合があります。

困 借金で医療費や介護費が…。

! 借金の問題を解決。



借金の返済で必要な費用が賅えない場合、ご本人の資力に合った方法で、借金の整理をお手伝いしています。

ご本人が認知症などで、借金の整理が理解できない状態なら、成年後見の申立てを行い、就任した成年後見人が借金の整理をして、生活を再建します。

困 自分らしく老後を生きたい。

! 遺言、任意後見契約など。

遺言書や任意後見契約、死後事務契約などでは、ご本人のご希望に沿えるよう、様々な社会資源などを調査し、活用します。



自宅での看取りをご希望の方とは、在宅医療や看護の手配を代わりに出来るよう契約を行い、最期の時にはご希望を叶えることが出来ました。

亡くなった後に散骨をご希望の方との契約では、業者を手配し、本人がご希望だった天保山沖に散骨しました。

困 施設入所の保証人がいない。

! 任意後見契約など。

任意後見契約締結予定の時に契約内容を施設に説明し、交渉を重ね、保証人なしで入所ができた事案があります。

